

入 札 公 告

契約担当官
大村航空基地隊大村経理隊長
松 竹 崇 成

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

調 達 要 求 番 号	件 名	数量単位	履 行 期 限	履 行 場 所
03-1-3994-0510-0001-00	産業廃棄物 (水銀を含まない不燃物) の処理	1 式	令和 4 年 3 月 3 1 日	大村航空基地内

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 年度又は令和 0 1 ・ 0 2 ・ 0 3 年度競争参加資格（全省庁統一資格）に登録し、資格の種類が「役務の提供等」で等級の **D 級以上** の資格を有するもの。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 予算決算及び会計令第 7 3 条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 1 9 年法律第 5 6 号）に基づき、別途配布する「産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る契約における入札の参加資格について」の入札適合条件を満たす者であること。

3 申込方法

上記機関の資格審査結果通知書の写しに件名と連絡先を記入し、海上自衛隊大村航空基地隊経理隊に送付する。（F A X 可）

4 入札日時及び場所

令和 3 年 5 月 1 2 日（水） 1 3 : 3 0 （ただし、郵便による入札の受領期限は、前日 1 6 時 3 0 分まで。）
海上自衛隊大村航空基地隊 経理隊入札室

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 免除
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の 5 / 1 0 0 に相当する金額を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 入札開始時刻に遅延した者
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (3) 電信電話による入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

7 適用する契約条項及び特約条項

役務請負契約一般条項、単価契約特約条項

8 契約書の作成

契約書の作成を要する。ただし、契約金額が 1 5 0 万円を超えず、特約条項を付さない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

9 その他

- (1) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額（単価）に当該金額の 1 0 %（軽減税率対象品目については 8 %）に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0（軽減税率対象品目については 1 0 8 分の 1 0 0）に相当する金額を入札書に記載する。
- (2) 入札者が代理人である場合は、委任状等代理権のあることを証明できる書面を提出する。
- (3) 応札の際は、入札及び契約心得を熟知のうえ参加すること。
- (4) この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
- (5) 物品購入等において仕様書等で同等品が認められ、かつ、同等品をもって入札をする場合は、入札に先立ち、別に定める様式の同等品承認申請書により承認を得ること。
(ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/msdf/formal/supply/index.html>)

10 問い合わせ先

長崎県大村市今津町 1 0 番地 海上自衛隊大村航空基地隊 経理隊契約班

T E L 0 9 5 7 - 5 2 - 3 1 3 1（内線 6 8 4 ~ 6 8 5） F A X 0 9 5 7 - 5 2 - 2 0 1 7